

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 7 月 29 日（火）第3029号の 2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 1
○都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 1

告 示

鹿児島県告示第824号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類
高山都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域
高山都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部建設総務課並びに肝付町建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成26年 7 月 29 日から同年 8 月 12 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

鹿児島県告示第825号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成26年 7 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 高山都市計画道路
 - (2) 名称 3・4・9号宮前通線
3・5・1号高山中央線
3・5・7号前田通線
3・6・4号島畑通線
3・6・5号唐人町通線

- 3・6・6号屋治通線
- 3・6・8号高山停車場線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
 - 3・4・9号宮前通線
肝属郡肝付町大字新富字蛭馬口及び字中馬場の各一部
 - 3・5・7号前田通線
肝属郡肝付町大字新富字屋彌添の一部
 - 3・6・8号高山停車場線
肝属郡肝付町大字前田字福留の一部追加する部分
 - 3・6・8号高山停車場線
肝属郡肝付町大字前田字福留後の一部廃止する部分
 - 3・4・9号宮前通線
肝属郡肝付町大字新富字十文字添の一部
 - 3・5・7号前田通線
肝属郡肝付町大字前田字赤池，字西宮下，字二百田及び字後庵の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課及び大隅地域振興局建設部建設総務課並びに肝付町建設課
- 4 縦覧期間及び時間
平成26年 7 月 29 日から同年 8 月 12 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで